住田町簡易水道事業経営戦略

平成28年11月

(改定 令和4年3月)

住田町建設課

住田町簡易水道事業経営戦略

寸	体	名	:	住 田 町
事	業	名	:	住田町簡易水道事業
策	定	_	:	
改	定	日	:	令和 4 年 3月
計	画 期	間	:	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①給水

供用開始年月日	昭和30年 4月 1日	計画給水人口	3,860人
法適(全部·財務)	法適 (財務)	現在給水人口	3,369人
・非適の区分	(令和2年4月地方公営企業法一部適用)	有収水量密度	0. 214千㎡/ha

②施設

水源	☑ 表流水 . □	ダム . □ 伏流水 .	□ 地下水 . [□ 受水 . □ その他 ()
施設数	浄水場施設数	4	管路延長	
旭叔数	配水池施設数	1 0	目始処文	5 9 千m
施設能力		1, 967 m³/日	施設利用率	55.2%

③料金

現11の科金体系は	よ、化里	削となっ) ((, a

料金体系の概要・考え方

口径別	基本料金	メーター使用料	水量料金
1 3 mm	500円	100円	1 ㎡から10㎡まで
2 0 mm	800円	180円	1 ㎡につき100円を加算
2 5 mm	1,500円	185円	1 1 ㎡から 2 0 ㎡まで
3 0 m m	2,500円	300円	1 ㎡につき 2 0 0 円を加算
4 0 m m	5,000円	360円	2 1 ㎡から 1 0 0 ㎡まで
5 0 m m	10,000円	770円	1 ㎡につき 3 0 0 円を加算
7 5 m m	25,000円	1,750円	101㎡以上
100mm以上	別に町長が定める		1 ㎡につき 4 0 0 円を加算
▲ 火光灯 △ 一甘土灯 △ 」 ノ 、 カ 、			

- ◆水道料金=基本料金+メーター使用料+水量料金
- ◆各料金には消費税及び地方消費税が加算されます。

料金改定年月日

平成10年 4月 1日

④組織

	令和3年度現在、本町では建設課上下水道係による、係長兼副主幹1人、主任1人、主事1人の3人体制で、簡易
-W = W	水道事業、下水道事業、浄化槽事業等について、それぞれ兼務しながら、業務に従事している。
職員数	50代の係長兼副主幹が技術的な部分について従事しており、30代主任、10代主事が事務的な業務に従事して
	いる。職員給与の予算措置は、簡易水道事業会計で主任1人分、下水道事業会計で主事1人分を計上している。
事業運営組織	平成14年度に水道課を建設課(下水道係)に、建設課(水道係、下水道係)に統合。
	平成27度に建設課水道係と建設課下水道係を、建設課上下水道係に統合。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

		簡易水道施設維持管理及び検針業務委託、漏水調査業務委託、自家用電気工作物保守管理業	
	ア 民間委託	務委託、病原菌検査業務委託、水道水質検査業務委託を民間業者に委託している。今後は委託	
日間江田の仏知		内容を精査し、改善に努めていく。	
民間活用の状況		令和3年度から令和5年度までの長期継続契約を締結している業務もあり、具体的な取り組	
	イ 指定管理制度	みは未検討である。	
	+ DELIADO	令和3年度から令和5年度までの長期継続契約を締結している業務もあるため、具体的な	
	ウ PFI/BDO	PFI/BDO についての取り組みは未検討である。	
	ア エネルギー利用		
	(水力発電等)	該当なし	
資産活用の状況	イ 土地		
	(未利用土地、	該当なし	
	施設の活用等)		
		平成20年度に町内にあった5つの簡易水道事業を廃止して、同年度に住田町簡易水道事業	
施設統合、	マー佐乳休人	として統合し、創設認可を受ける。	
広域化	アー施設統合	簡易水道事業統合後、平成21年度から旧民営川口簡易水道と旧町営世田米簡易水道の施設	
		統合に着手し、施設統合完了後、平成25年度に簡易水道料金の統一を行っている。	
		平成28年度より、岩手県水道事業等広域連携検討会議等に参加し、広域化に向けて検討し	
	イ 広域化	ている。特にも水質検査の共同発注によるコスト削減について検討している。	

^{*1「}広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容を記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだか、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同 実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3)経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙1「経営比較分析表」のとおり

令和3年度に策定・公表した令和2年度決算「経営比較分析表」を添付している。

この、経営比較分析表は、法適用となった初年度におけるものである。経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、全国平均や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っている。今後は経年の比較を実施し、水需要の伸びが見込めない現状の中、経営の健全性・効率性に対しての対応を検討している。

経営比較分析表 (令和2年度決算)

岩手県 住田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
=	70. 11	65. 05	3.960	

人口(人)	面積 (km²)	人口密度(人/km²)
5, 225	334. 84	15. 60
現在給水人口(人)	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)
3, 369	12. 49	269. 74

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

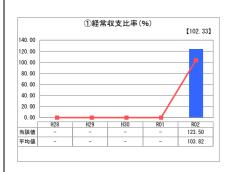
分析欄

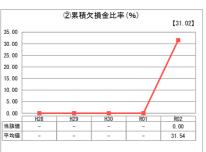
1. 経営の健全性・効率性について

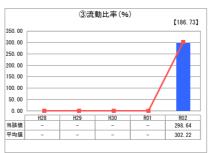
・経常収支比率は、100%を超えているものの料金 回収率が100%を下回っていることから給水収益以 外の収入、特にも一般会計繰入金に依存している状 沢にある。また、今後は人口減少により給水収益が 徐々に減少傾向になることから、維持管理費等の削 減や料金の見直しを検討し、安定的な経営を目指し

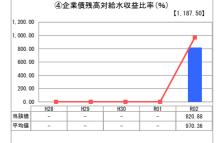
- ・企業債残高比率は、新たな事業着手せず、企業債 残高は減少するが、今後の施設更新に伴い、現状よ りも増加する可能性がある。
- 料金回収率については、100%を下回り給水収益 のみで賄えていない状況にある。これは、有収率が 平均以下の現状から、給水原価が高額になっている ことが要因と予想される。細かな漏水調査やアセットマネジメント計画を策定し、管路更新を行う必要 がある。
- *・施設利用率は、全国平均及び類似団体より上回っているが、急速な人口減少により低下していくことが懸念される。人口動態や給水人口の推移を注視しながら、施設規模の妥当性を検討していく。

1. 経営の健全性・効率性

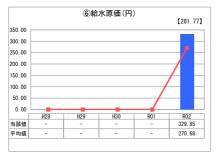


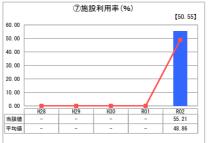


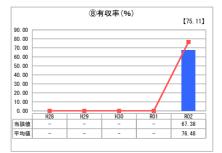




⑤料金回収率(%) [58.90] 90.00 80.00 70.00 60.00 50.00 40.00 30.00 20.00 10.00 0.00 R02 当該値 82.04 平均値 64. 52



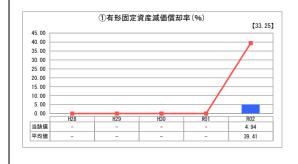


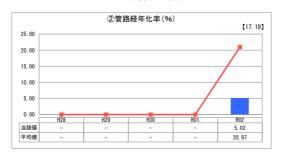


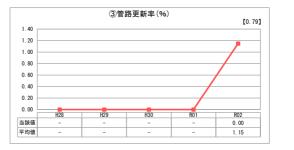
老朽化の状況について 令和2年度より法適用に移行

令和2年度より法適用に移行したが、その時点で 億却済みの固定資産も多いことから、減価償却率は 低い数値となっている。耐用年数を過考設備につい 在、特にも浄水場における機械及び電気設備につい ては順次更新していく必要があるが、その更新時期 を明確にする必要がある。今後、アセットマネジメ ント計画を策定し、経営状況を踏まえた計画に基づ き、老朽した施設の更新を行う。

2. 老朽化の状況







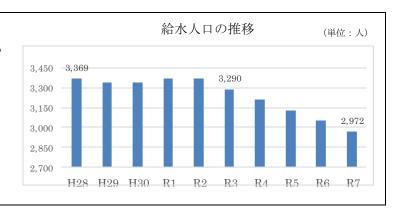
全体総括

令和2年度より地方公営企業法を適用したことにより、経営状況や財政状況、今後の見通しの把握・分析が明確にできるようになった。特にも資産を把握することにより、施設更新の必要性が明らかになった。今後は、施設更新計画を策定し、必要な財滅確保に向けて財政投資計画を見直し、経営戦略の改定に向けて取り組みを進めていく。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

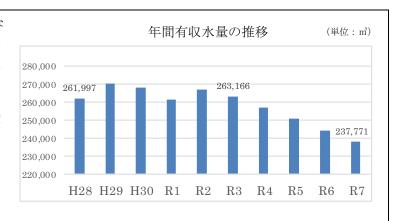
給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所による本町の 将来推計人口に係る行政人口に対して普及率を乗じて予測する と、令和7年においては、推計行政人口で4,569人、普及率 65%とすると、給水人口は約2,970人となる。しかし、実際 の人口の減少率は、推計以上に大きくなる可能性が高く、 予測した給水人口よりも減少することもあり得る。



(2) 水需要の予測

本町では、近年新たに民間アパート等の建設が増え、新たな水道需要者の増加を期待しているが、その増加数よりも、自然減等による減少数の方が多く、水需要は期待したほど増加せず逆に減少していくと考えられる。予測した給水人口に対して、現在と同様の水需要と予測すると年間有収水量は、令和7年度において237,771 ㎡となる予測である。

また、水道使用者の節水意識の高まりや、節水型給水装置の 普及等の影響も大きく、今後の水需要も、減少して行くものと 予測される。



(3)料金収入の見通し

本町の料金体系が従量制となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少ないと、水道料金の単価が低い部分での使用水量の増加となるため、なかなか料金収入が増収とならない。また、給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、令和7年度においては64,198千円となる予測で平成28年度と比較すると、料金収入は13,371千円減収していくものと見込まれる。



(4) 施設の見通し

本町の水道普及率は令和 2 年度末現在で、約 65.1%となっている。そこで、水道普及率の向上を図るため、新たな区域拡張に係る建設も検討してきたが、地理的条件等により、未普及地域を解消する建設費が多額となり、費用対効果や今後の財政状況から、新たな水道施設を建設することは、困難である。また、現在稼働している水道施設は、平成4年度から補助事業等により、施設更新を実施しており、安全で安定した水道水の供給に努めてきた。しかし、建設してから20年以上経過し、耐用年数が大きく過ぎている設備も多く、浄水場内の電気計装設備等の劣化や耐震化されていない配水管等の漏水修繕など、年々維持管理に掛かる費用は増加傾向にある。維持管理費用を抑えるためには、施設更新が必要となり、今後はアセットマネジメント計画を策定し、重要度や優先度を踏まえて更新時期を明確にし、事業収支を鑑みながら長期的な視点で効率的な施設更新を進めていく必要がある。

(5)組織の見通し

現体制は、建設課上下水道係で3人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは、現実的ではないため、少なくても現体制を維持する必要がある。また、技術職員の確保が全国的に難しい状況にあり、技術職員の人員が不足し、業務負担が過多になる可能性がある。また、地方公営企業法の適用に伴い、事務職員の公営企業会計の基礎知識習得が必要となってくる。

3. 経営の基本方針

「住田町地域水道ビジョン」に掲げる運営方針と同様に「サービス水準の向上と経営基盤の強化」、「計画的、効率的な整備と高水準化」に努めることを経営の基本方針とする。給水人口及び水需要の減少する中で、水道料金の減収が予測されるが、安全で安定した水道水を供給し続けるため、次の3項目に重点を置き、経営改善を実施していく。

- ① 経営基盤の強化:事務事業の効率化、コスト削減により経営改善に努める。
- ② 計画的な施設整備:効果的な施設整備となるよう老朽施設の耐用年数や劣化状況を把握し、財政状況を踏まえ計画的な更新を実施する。
- ③ 水道サービスの充実:多様化する住民ニーズへの迅速な対応、業務状況の情報公開により水道サービスの充実を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり。R2 年度より法適用(一部適用)となったことから投資・財政計画は $R2\sim R12$ の 10 年間で計画を策定する。
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当っての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標

【目標】現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行い、施設修繕費用の削減 を図る。

【目標指標】R7 有収率 75.0% (R2:67.38%)

R7 料金回収率 92.9% (R2:82.04%)

○全体的な考え方

浄水場内の電気及び機械設備は耐用年数を超過している施設が多く、老朽化が進み、修繕費が増加傾向にあることから、浄水場の電気設備機械設備を中心に優先度、緊急度の高いものから施設投資を実施する。また、管路においても漏水による修繕が多く、有収率が類似団体よりも低いことから漏水が地域に絞って管路更新についての投資を実施していく。また、施設更新により維持管理における修繕費を現状よりも削減することで、有収率を向上させ、経常費用を抑えて供給原価を類似団体平均の水準とし、料金回収率の改善を図る。

○各項目の積算根拠

(建設改良費) 耐用年数を超過する施設で優先度順にR7年度まで年間10,000千円~15,000千円を計上。

(減価償却費) 現在の施設における減価償却予定額に、新たに建設改良する事業分を加えて計上。

(企業債償還金) 新たな企業債の借り入れはぜず、現行の償還計画に基づいて進める。

②収支計画のうち財源についての説明

目 標

【目標】水需要の減少等により料金収入が毎年減収となり、起債の元利償還金の減少に伴い、一般会計繰入金も減少し、年々収入総額が減少しているが、適正に経営し収支の均衡を図る。

【目標指標】R7経常収支比率 100%以上(R2:123.5%)

○全体的な考え方

収支計画における財源は、料金収入、一般会計からの繰入金、企業債を主な財源として計上している。料金収入においては、行政人口の減少により、給水人口や水需要も併せて減少していくことが予想され、年々減少していくものと考えられる。よって収入の維持を目指し、給水

区域内の水道普及率向上、使用料改定の検討が必要となってくる。一般会計からの繰入金は、国の繰出基準に基づいた算出した所要額、基準内繰入分を財源として計上しているが、経常費用を削減してもなお料金収入で費用を補えない場合は、基準外繰入金が財源として必要となる。企業債は、新たな借入はせず、施設更新については内部留保資金を財源として充てていく。

○各項目の積算根拠

(料金収入)料金収入は年間有収水量(給水人口×一人当たりの年間使用水量)に供給原価を乗じて算出し、計上

(繰入金) 総務省発出の繰出基準をもとに算出した上で、所要額を計上。R12 においては、一部基準外繰入金を計上。

(企業債) 新たな企業債の借り入れはしない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の地形的条件等により、これ以上各水道施設・設備を統合することが出来ず、施設・設備の合理化等は期待できないが、個々の施設に おける、経費の削減に努める。

○各項目の積算根拠

(職員給与費)職員の異動等もあり、配置職員により変動が大きいことから平均として給与3,200千円、法定福利費2,500千円を計上。

- (委託料) 水道施設維持管理業務、検針業務、水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っている。本町の事業規模が小さいため、 現状は包括的民間委託、指定管理制度等を導入しても、効果が期待できない。
- (修繕費) 施設の老朽化に伴い年々増加しているが、固定資産の耐用年数を超過している施設を順次更新していくことで修繕費の削減を図る。 R7年に5,000千円まで削減する試算である。また新たに施設の更新計画等を策定し、修繕経費の平準化を図って行く。
- (動力費) 水道施設が今後増える計画はないが、電気料金等の価格上昇も見据えて前年+1%を計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

岩手県水道事業等広域連携検討会議連絡会議が開催され、広域化に向けての取り組みが行われている。委託業務の共同発注などの広域化を検討しており、少しでも維持管理費等の削減を目指して取り組みを進めていく。

①投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については、未検討である。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の統合等の予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の合理化等の予定はない。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセットマネジメント計画の策定を検討し、施設更新費用の平準化を図れるよう進めていく。
広 域 化	維持管理費の削減が期待できる委託業務において共同発注委託等を検討して行く。
その他の取組	法適用によって他の同規模の市町村と経営指標を基に比較できる形で、公表されるので、水道 使用者等と情報共有を図る。

②財源についての検討状況等

	3~5年の期間で経営状況を把握し、料金収入の推移や推計を基に経常費用を補う水準の財源
料 金	確保を検討する。また、経常費用を補うことができない場合、水道料金体系等の見直しを検討す
	る必要がある。

	水道施設等更新に対しての企業債の新たな借入はアセットマネジメント計画の策定後に検討
企 業 債	を進める。現状は企業債の新たな借入の必要はなく、資本費平準債等の借入も、想定していない。
	料金収入の減少により、基準内繰入金だけで経費を賄えない場合不足する財源について、基準
繰 入 金	外繰入金について財政係と調整を図り、検討を進める。
資産の有効活用等(*2)による	
収入増加の取組	
7. O.W. O.Fr. VII	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や、交付金措置の有利な起債の借入など、適切
その他の取組	な財源確保について検討する。

^{*2} 遊休資産の売却や貸付、債権運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③投資以外の経費についての検討状況

委 託 料	簡易水道施設維持管理及び検針業務委託等を委託して、事務の軽減及び経費の削減を図ってき たが、今後は、水道施設の維持管理委託等における広域化について、検討する。						
修 繕 費	アセットマネジメント計画の策定を検討し、浄水場における電気及び機械設備、漏水箇所の多い管路施設の更新計画を基に、修繕費の抑制について検討する。						
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制する。						
職員給料費	本町の給与制度による。						
	水道普及率の向上、収納率向上など、財源確保につながる経費について、費用対効果を検討し						
その他の取組	ながら取り組む。また、決算状況について、水道使用者等に対して、ホームページや広報誌によ						
	り、水道事業の財政状況を公表し、水道使用者等との相互理解を深める。						

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

	決算状況を基に水道審議会により毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。
経営戦略の事後検証、	また、PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については、
更新等に関する事項	経営戦略を見直す予定である。
	その際、収支実績や投資・財政計画に係る目標指標の確認、分析を実施していく。

投資·財政計画 (収支計画)

簡易水道事業

(単位·千円 %)

_																	(単	位:千円, %)
			年	度	H29年度	前々年度	前年度	DO										
	EZ.	^			(決算)	(油質)	(決算)	R2 (決算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	区	分			(次 昇 /	(決算)	(次 昇 /	(01917)										
		1. 営 業 収	益	(A)	83,555	82,508	80,159	73,712	72,076	70,296	68,475	66,706	64,892	63,415	61,941	60,472	59,007	57,516
	収	(1) 料 金	収	入	80,404	79,820	77,239	72,269	70,999	69,287	67,627	65,912	64,198	62,765	61,332	59,899	58,465	57,004
	l	(2) 受 託 工 事	収 益	(B)	2,199	1,963	2,300	752	677	609	548	493	444	400	360	324	291	262
収	益	(3) そ	の	他	952	725	620	691	400	400	300	300	250	250	250	250	250	250
40		•		収 益	29,126	47,169	214,543	98,807	97,867	70,273	68,058	64,056	61,766	59,318	57,299	54,731	52,507	53,728
	的	(1) 補	助	金	15,767	43,644	44,681	47,922	45,560	18,811	16,822	13,983	12,747	10,742	9,645	8,379	6,800	8,283
	1.	他		補助金	15,767	43,644	44,681	47,922	45,560	18,811	16,822	13,983	12,747	10,742	9,645	8,379	6,800	8,283
	収	7	の															
益		(2) 長期前	受 金	戻 入				50,883	52,305	51,460	51,234	50,071	49,017	48,574	47,652	46,350	45,705	45,443
	入	(3) そ	<i>の</i>	他	13,359	3,525	169,862	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		収 入	計	(C)	112,681	129,677	294,702	172,519	169,943	140,569	136,533	130,762	126,658	122,733	119,240	115,203	111,514	111,244
		1. 営業	費	用	71,405	56,416	63,957	123,996	123,908	119,501	120,097	117,667	112,693	112,759	111,165	109,043	108,671	109,054
44	収	(1) 職 員		与 費	8,822	7,627	8,112	7,581	7,171	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
的	"	基_	本		4,439	3,812	3,938	4,007	3,167	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		退	職給			221												
	益	(2) XX	の		4,383	3,815	4,174	3,574	4,004	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		(2) 経	+	費	62,583	48,789	55,845	27,844	28,251	28,676	29,138	29,600	26,101	26,161	26,223	26,284	26,346	26,408
収	的	<u>動</u> 修	力 		2,617	2,699	2,619	2,296	2,319	2,342	2,366	2,389	2,413	2,437	2,462	2,486	2,511	2,536
	מם	材	料		9,599	9,947	5,850	7,042	7,394	7,764	8,152	8,560	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		<u>が</u> そ	の		244 50,123	225	299	265 18,241	278 18,259	292 18,278	307	300	300	300	300	300	300	300 18,572
	支	(3) 減 価			50,123	35,918	47,077	88,571			18,314	18,351	18,387	18,424	18,461	18,498	18,535	
		. ,		却 費 費 用	22,190	20,194	17,929	15,696	88,486 13,559	85,125 11,355	85,259 9,105	82,367 7,004	80,892 5,439	80,898 4,275	79,242 3,342	77,059 2,801	76,625 2,494	76,946 2,190
支			<u>카</u> 利	息			17,929	15,696	13,559									
	出	(1) 支 払 (2) そ	の	他	22,190	20,194	17,929	15,696	13,559	11,355	9,105	7,004	5,439	4,275	3,342	2,801	2,494	2,190
		支 出	計	(D)	93,595	76,610	81,886	139,692	137,467	130,856	129,202	124,671	118,132	117,034	114,507	111,844	111,165	111,244
	経	常損益	(C)-(19,086	53,067	212,816	32,827	32,476	9,714	7,330	6,091	8,527	5,698	4,734	3,359	349	0
特	小工	別 利	益	(F)	13,000	33,001	212,010	32,021	32,470	3,717	1,550	0,031	0,321	3,030	4,734	3,333	545	
特		別損	失	(G)				2,842										
特		別損益	(F)-(△ 2,842		İ		İ			İ			
当	年 月	度純利益(又は純		(E)+(H)	19,086	53,067	212,816	29,985	32,476	9,714	7,330	6,091	8,527	5,698	4,734	3,359	349	0
繰		利 益 剰 余 金 又 は			,	,	,		32,476	42.190	49,520	55.611	64,138	69.836	74.570	77.929	78,278	78,278
流		動		産 (J)				274,982	280,433	291,619	267,170	249,678	237,581	228,421	226,409	232,918	240,969	250,842
1		j	<u></u> ち 未					2,924	2,940	2,955	2,660	2,394	2,154	1,939	1,745	1,570	1,413	1,272
流		動		債 (K)				92,077	93,315	93,581	79,226	67,595	62,328	47,081	32,899	30,176	29,289	28,207
			ち建設さ					74,112	75,396	75,662	61,307	49,676	44,409	29,162	15,240	14,957	15,260	15,568
			ち - 時			j					•		· I			· İ	· ·	·
		う	ち未					12,046	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		欠損金比率 ((A)-(B)	×100)														
地資	方財	政法施行令第15条第1項 金 の 不	で <u>ディー</u> 頁により算 足	定した 額(L)														
営	業 収	Z 益 一 受 託 工 事 収 益			81,356	80,545	77,859	72,960	71,399	69,687	67,927	66,212	64,448	63,015	61,582	60,149	58,715	57,254
记 資	金	、 	((L	.)/(M) × 100)	2.,230	33,5.0	, , , , , , ,	. 2,5 30	,550	55,537	0.,027	55,2.2	5.,0	33,3.0	5.,552	55,1.10	33,7.10	07,201
健資	全 化	ン法施行令第 16 条に 金の不	より 算 5 足	定した 額(N)														
健解	全们消	比法施行規則第6 st 可能資金	た 規 定 不 足	Ē する Ē 額 (O)														
健事	全 化	: 法施行令第17条に 業の	より算え	定した 模 ^(P)														
健資		 法第22条により算定した ☆ 不 足 比 率	. ((N	I)/(P) × 100)														
_																		

投資·財政計画 (収支計画)

		年 月	年 度		前々年度	前年度	R2										
		区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		1. 企 業	債	12,700	11,900	13,900											
	次	うち資本費平準	化債														
	資	2. 他 会 計 出 資	章 金	50,913	53,479	52,074	36,819	76,752	78,035	38,468	30,799	24,984	22,204	14,580	7,619	7,478	7,629
資		3. 他 会 計 補 助	助 金				37,828										
	本	4. 他 会 計 負 担	旦 金														
		5. 他 会 計 借 7	∖ 金														
本	的	6. 国 (都道府県)補	前助 金														
'	н	7. 固定資産売却	代 金														
		8. 工 事 負 担					29,295	29,612									
	収	9. そ の	他														
的		計	(A)	63,613	65,379	65,974	103,942	106,364	78,035	38,468	30,799	24,984	22,204	14,580	7,619	7,478	7,629
	入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)														
		純 計 (A)-(B)	(C)	63,613	65,379	65,974	103,942	106,364	78,035	38,468	30,799	24,984	22,204	14,580	7,619	7,478	7,629
収	資	1. 建 設 改 良	費				31,361	57,701	15,838	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		う ち 職 員 給・	与 費														
	本	2. 企 業 債 償 還	≅ 金	90,434	95,425	94,340	77,287	79,393	80,676	80,942	66,587	54,956	49,688	34,182	17,819	16,347	15,259
支	的	3. 他会計長期借入返	還還金														
		4. 他 会 計 へ の 支	出金														
		5. そ の	他														
	出	計	(D)	90,434	95,425	94,340	108,648	137,094	96,514	92,942	76,587	64,956	59,688	44,182	27,819	26,347	25,259
		双入額が資本的支出額に	(E)	26,821	30,046	28,366	4,706	30,730	18,479	54,474	45,788	39,972	37,484	29,602	20,200	18,869	17,630
小人	足する		`/rr ^														
	補	•	資金	19,086	26,031	24,518		30,730	18,479	54,474	45,788	39,972	37,484	29,602	20,200	18,869	17,630
	塡	2. 利益剰余金処分額															
	財	3. 繰 越 エ 事 資 4. そ の	<u></u> 金	7.705	1015	0.040	4.700										
	源	4. そ の	(F)	7,735	4,015	3,848	4,706	20.720	10.470	E 4 474	4E 700	20.072	27.404	20.602	20.200	10.000	17.620
201	1 塡		(F) (E)-(F)	26,821	30,046	28,366	4,706	30,730	18,479	54,474	45,788	39,972	37,484	29,602	20,200	18,869	17,630
補塡財源不足額 (E)-(F) 他会計借入金残高(G)																	
企	五		同(G) 高(H)	834,493	750,968	670,528	593,241	513,848	433,172	352,230	285,643	230,687	180,999	146,817	128,998	112,651	97,392
11.		木 良 八	iei (H)	034,493	730,900	070,320	353,241	313,040	400,172	332,230	200,043	230,007	100,999	140,017	120,390	112,001	31,382
Of	也会計	十繰入金	_													(単位:千円)	
	_	〜 年 1	庻														

	区	分	年	度	H29年度	前々年度	前年度	R2 (決算)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益	的収	支 分			15,767	43,644	44,681	47,922	45,560	18,811	16,822	13,983	12,747	10,742	9,645	8,379	6,800	8,283
		うち基	準 内	繰 入 金	15,717	43,644	44,681	47,922	45,560	18,811	16,822	13,983	12,747	10,742	9,645	8,379	6,800	6,039
		うち基	準 外	繰 入 金	50													2,244
資 本	的収	支 分			50,913	53,479	52,074	74,647	76,752	78,035	38,468	30,799	24,984	22,204	14,580	7,619	7,478	7,629
		うち基	準 内	繰 入 金	50,913	53,479	52,074	36,819	37,880	38,351	38,468	30,799	24,984	22,204	14,580	7,619	7,478	7,629
		うち基	準 外	繰 入 金				37,828	38,872	39,684								
合		計			66,680	97,123	96,755	122,569	122,312	96,846	55,290	44,782	37,731	32,946	24,225	15,998	14,278	15,912